

香川県公共交通利便性向上等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 香川県公共交通利便性向上等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 県は、公共交通の利便性の確保を図るとともに、担い手確保の取組を推進するため、次条に規定する者が行う第4条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの（以下「バス事業者」という。）

イ 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの（以下「タクシー事業者」という。）

ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営業者で、かつ、県内に本社を有するもの（以下「鉄道事業者」という。）

（2） 交付申請時及び実績報告時に前号に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

（交付の対象）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の上限額（以下「補助上限額」）は、別表1のとおりとする。ただし、別表2に掲げるものについては補助対象経費に含めることができない。

（補助金の算出方法等）

第5条 補助額は、補助対象経費に1／2を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額以内とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、様式第1号に知事の定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、交付決定をした日の属する年度の4月1日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第9条 補助対象事業者は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変

更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付決定額に変更がない場合

イ 補助目的に関係がない細部の変更である場合

(2) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付決定の変更等の決定)

第 11 条 知事は、前条の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査の上変更（中止・廃止）交付決定を行い、様式第 4 号により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の変更（中止・廃止）交付決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(契約等)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとるものとする。

4 補助対象事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、県又は国から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して県又は国からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前各項の規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 13 条 補助対象事業者は、第 7 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる

権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 17 条の規定に基づく額の確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 56 条第 2 項の規定に基づき、収支命令者が支出命令書又は執行伺兼支出命令書を会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができな
いと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速
やかに様式第 5 号による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければな
らない。

（状況報告）

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、知事の
要求があったときは速やかに様式第 6 号による状況報告書を知事に提出しなけれ

ばならない。

(実績報告)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

3 補助対象事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、消費税及び地方消費税を控除して報告しなければならない。

(額の確定)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 条第 1 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 号により補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 18 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 19 条 知事は、前条の規定による請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 20 条 前条の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、第 7 条の補助金交付決定後、補助金を全額又は一部、概算払により交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 9 号による概算払請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 知事は、第 10 条第 2 号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助対象事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 3 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第 10 号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(帳簿書類の検査等)

- 第 23 条 知事は、補助対象事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助対象事業者に報告を求め、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な

物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

（産業財産権等に関する報告）

第 24 条 補助対象事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助対象事業期間内に
出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合
には、遅滞なくその旨記載した様式第 11 号による「産業財産権等取得等届出書」
を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第 25 条 知事は、補助対象事業者の補助対象事業の成果の事業化、産業財産権等の
譲渡又は実施権の設定及びその他補助対象事業の実施により収益が生じたと認め
たときは、補助対象事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額
を県に納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第 26 条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報につ
いては、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報
の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的
又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密
情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、
機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及
び漏えいしてはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）
に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対
象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有
効とする。

（その他）

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が
別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（補助対象事業、補助対象経費及び補助上限額）（第 4 条関係）

番号	補助対象事業	補助対象経費※ 1・2	補助上限額
(1)	利便性向上・業務効率化事業	利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費（キャッシュレス決済端末の導入費、配車を目的としたアプリなどの導入費、翻訳機器の導入費、無線 Wi-Fi 設置費（車内・車両内に設置するものに限る。）、運行管理システムの導入費、ドライブレコーダーの導入費、防犯カメラの設置費（車内・車両内に設置するものに限る。）等）	一事業者の補助額は、一会計年度当たり 500,000 円を上限とする。
(2)	労働環境改善事業	職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費（トイレの整備・改修費、更衣室の整備・改修費、休憩室の整備・改修費、浴室の整備・改修費、エアコンの設置費、運転士の子を預かる託児所などの施設整備費等）	500,000 円／施設※ 3

※ 1 国、市町等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、県が実施する他の補助事業に採択されている事業又は県が実施する香川県地域公共交通アップデート支援事業費補助金の交付決定を受けている市町の補助事業に採択されている事業については、本補助事業の対象外とする。

※ 2 原則として香川県内で実施される事業に要する経費に限る。

※ 3 複数の建物が一連の敷地内に整備されている場合は、当該複数の建物を一つの施設とみなす。

別表 2（補助対象経費に含めることができないもの）（第 4 条関係）

・ 別表 1 の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 ・ 以下に該当する経費 ① 直接人件費 ② 租税公課、減価償却費、一般管理費 ③ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等） ④ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費 ⑤ 交付決定前に実施した事業の経費（ただし、交付決定をした日の属する年度の 4 月 1 日以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。） ・ その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費
